

発議 第1号

議長不信任決議案

上記の議案を、別紙のとおり江津市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和6年9月26日

江津市議会議長 藤間 義明 殿

提出者 江津市議会議員

植田 好雄

提出者 江津市議会議員

多田 伸治

提出者 江津市議会議員

植田 圭介

提出者 江津市議会議員

石橋 孝義

提出者 江津市議会議員

新川 佳英

提出者 江津市議会議員

森脇 悦朗

提出者 江津市議会議員

山根 兼三郎

提出者 江津市議会議員

(別紙)

発議 第1号 議長不信任決議案

本年6月25日に7人の議員から議長に対して、議会運営について「議長による議員の発言内容の制限については、規則に従い実施すること」「速やかに地域医療対策特別委員会の委員を選任すること」そして、「地域医療対策特別委員会の議事の整理・秩序保持に関して仲裁すること」の3項目について申入れがなされました。7月5日にその回答がありましたが、その内容はすべて「誠実に対応します」といったものであり、具体的な認識内容、期限などの記載はなく、7月18日に具体的な認識内容や時期などを明確にするよう再申入れがなされました。その回答は8月5日にあり、一部進展のある回答もあったものの、地域医療対策特別委員会委員選任については、「会派代表者の意見を聞きながら、9月議会で指名できるよう努める」そして委員長記載の回答資料については、「誰が書いたか不明瞭な部分があるため、資料の取り消しまたは修正をする必要があると認識しており、委員長に対して指導する」とされました。9月5日には、これまでの申入れを今一度整理し、地域医療対策特別委員会について、委員の選任の見通しと選任時期の明確化、そして議長も問題があるとした、委員長作成の回答資料について、いつまでに整理するのか、委員長を処分するのか等について、再申入れを行いました。その回答が9月13日になされ、「委員の選任については合意が取れていない状態での選任は避ける」「選任の時期はできる限り9月議会中」「質問と回答の資料の取り消し申出書を、地域医療対策特別委員会委員連名で議長に提出する案を検討」「資料の整理については、できる限り9月議会中に結論を出したい。委員長の処分については、議長として指導する」との回答でした。

以上の経過から、今現在、地域医療対策特別委員会の委員の選任と委員長作成の資料の整理および委員長の処分がなされていないことは、議長としての議会内調整能力が欠如していると言えます。また、この申し入れの話し合いの中で、自ら所属する会派の数の優位を根拠とする発言をされたことがあり、議会の中立公正性の欠如も疑われます。

議長は、令和4年6月の議長就任あいさつにおいて「二元代表制の一翼を担う議会として、議事監視機能の役割の充実を図り、議会の公正、適切な運営に努め、議会改革を推進します」と申し述べられたが、現状は随所に公正性を欠き、適切な運営ができていません。

よって、江津市議会は藤間義明議長を信任しない。

以上決議する。

令和6年9月26日

江 津 市 議 会